

令和2年11月18日

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

職員の懲戒処分について

以下の非違行為があり、当該非違行為に対して、職員就業規則に基づく懲戒処分を行った。

1 被処分者及び処分の種類

施設職員 停職15日

2 処分発令日

令和2年11月16日

3 処分の理由

職員就業規則違反

4 事案の概要

被処分者は、令和元年度において、勤務及び超過勤務について虚偽の届出をし、諸給与の不適正な受給を行った。

なお、不正受給した給与については全額当法人へ返還させる予定である。